

令和6年度手話講習会（初級）実施要領

- 1 目的 (1) ボランティアの育成
(2) 市民への手話及び手話で日常会話を行うのに必要な表現技術の習得
(3) 聴覚障害者に対する理解の普及
- 2 主催 戸田市手話通訳者派遣事務所
- 3 協力 戸田市聴力障害者協会、戸田市手話通訳問題研究会
- 4 対象者 次の条件をすべて満たす者
(1) 手話講習会（入門）の修了者
(2) 戸田市に在住、在勤、在学のいずれかの者
(講座開催期間中に市外に転居した場合は受講を許可する)
(3) 高校生以上の者(ただし、高校生は保護者の了解を得ること)
(4) 原則として全日程に出席できる者
※以前講習会を受講した者でも、再受講の希望があれば、受講申し込みを許可する。また、定員に満たない時は、戸田市聴力障害者協会または戸田市手話通訳問題研究会より推薦された者も受講申し込みを許可する。
ただし、定員を超える場合は、初めて受講される者を優先とする。
- 5 定員 20名
- 6 会場 戸田市立心身障害者福祉センター 3階 集会室
- 7 日程 令和6年7月3日～令和7年3月5日 毎週水曜日
午前9時半～午前11時半
- 8 内容 手話講習会 全33回（手話学習30回、特別講演2回）
※詳細は別紙、日程表のとおり
- 9 修了証 次の条件をすべて満たす者に修了証を交付する。
(1) 手話講習会の80%以上（全33回のうち27回以上）に出席した者
なお、30分以内の遅刻を3回した場合、1回の欠席とみなし、31分以上の遅刻、早退は欠席扱いとする。

(2) 特別講演のすべてに出席し、レポートを提出した者
ただし、やむを得ない理由で特別講演を欠席する場合は録画ビデオを視聴することで代替できるものとする。

- 10 申込方法 4月1日(月) ~ 6月21日(金)
戸田市手話通訳者派遣事務所へ参加申込書を持参、郵送またはFAXにて提出する。
- 11 受講料 受講料は無料とする。
ただし、テキスト代(3,300円 税込)等の教材費は受講者負担とする。
※令和5年度手話講習会(入門)を受講された方は同一テキストを使用するため、不要
- 12 問合せ 戸田市手話通訳者派遣事務所
〒335-0015
戸田市川岸2-4-8
電話：445-1828
FAX：441-5031